

# 特別教育

事業者は、労働災害を防止するため、危険又は有害業務に労働者をつかせるときは、安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないと労働安全衛生法で定められています。当協会は、事業者に代わり安全衛生教育を実施しています。

## 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育

●講習期間 / 1 日間 (9:00~16:00)

酸素欠乏危険作業に労働者を就かせるときは、作業主任者を選任することが義務付けられています。また、労働者に対し、特別教育を行わなければなりません。当協会が実施する酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育の修了者は第1種及び第2種酸素欠乏危険作業に係る業務に就くことができます。

### 講習日程 受付期間

講習会場 鹿児島教習所 (鹿児島市セツ島)

定員

講習日	令和4年5月6日(金)	70名
受付日	令和4年4月11日(月)~4月15日(金)	

### 申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。  
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

### 受講対象者

満18歳以上

人材開発支援  
助成金

助成金対象講習  
(P28参照)

### 修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

### 受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

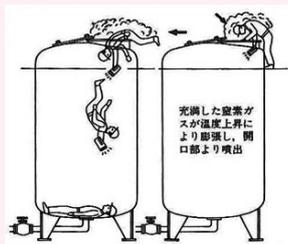
- ・会員事業所 ⇨ 9,130円
- ・一般 ⇨ 10,230円

- 内訳 ・受講料 会員 ⇨ 7,700円
- 一般 ⇨ 8,800円
- ・テキスト代 ⇨ 1,430円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

### 講習科目

- 学科 (1)事故の場合の退避及び救急そ生の方法 (1時間)
- (2)酸素欠乏等の発生の原因 (1時間)
- (3)酸素欠乏症等の症状 (1時間)
- (4)空気呼吸器等の使用する方法 (1時間)
- (5)その他必要な事項 (1.5時間)



タンク内への転落の危険性  
中災防発行「酸欠教本」より

## 【酸素欠乏危険場所】

### 労働安全衛生法施行令

#### 別表第六 酸素欠乏危険場所 (第六条、第二十一条関係)

- |     |   |    |   |
|-----|---|----|---|
| 一   | 次の地層に接し、又は通ずる井戸等 (井戸、井筒、たて坑、ずい道、審函、ピットその他これらに類するものをいう。次号において同じ。) の内部 (次号に掲げる場所を除く。)                         | 五  | く。) の内部<br>石炭、亜炭、硫化鉄、鋼材、くず鉄、原木、チップ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホッパーその他の貯蔵施設の内部 |
| イ   | 上層に不透水層がある砂れき層のうち含水若しくは湧水がなく、又は少ない部分  | 六  | 天井、床若しくは周壁又は格納物が乾性油を含むペイントで塗装され、そのペイントが乾燥する前に密閉された地下室、倉庫、タンク、船倉その他通風が不十分な施設の内部        |
| ロ   | 第一鉄層類又は第一マンガン層類を含有している地層  | 七  | 穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきこの類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピットの内部                        |
| ハ   | メタン、エタン又はブタンを含有する地層   | 八  | しょうゆ、酒類、もろみ、酵母その他発酵する物を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、むろ又は醸造槽の内部                                 |
| ニ   | 炭酸水を湧出しており、又は湧出するおそれのある地層   | 九  | し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はピットの内部         |
| ホ   | 腐泥層   | 十  | ドライアイスを使用して冷蔵、冷凍又は水セメントのあく抜きを行っている冷蔵庫、冷凍庫、保冷貨車、保冷貨物自動車、船倉又は冷凍コンテナの内部                  |
| 二   | 長期間使用されていない井戸等の内部   | 十一 | ヘリウム、アルゴン、窒素、フロン、炭酸ガスその他不活性の気体を入れてあり、又は入れたことのあるボイラー、タンク、反応塔、船倉その他の施設の内部               |
| 三   | ケーブル、ガス管その他地下に敷設される物を取容するための暗きよ、マンホール又はピットの内部   | 十二 | 前各号に掲げる場所のほか、厚生労働大臣が定める場所   |
| 三の二 | 雨水、河川の流水又は湧水が滞留しており、又は滞留したことのある槽、暗きよ、マンホール又はピットの内部  |    |   |
| 三の三 | 海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きよ、マンホール、溝若しくはピット (以下この号において「熱交換器等」という。) 又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことのある熱交換器等の内部 |    |   |
| 四   | 相当期間密閉されていた鋼製のボイラー、タンク、反応塔、船倉その他その内壁が酸化されやすい施設 (その内壁がステンレス鋼製のもの又はその内壁の酸化を防止するために必要な措置が講ぜられているものを除           |    |   |